

近世、参詣・巡礼した人々

—徳山毛利家文庫「御藏本日記」を読む—

吉 積 久 年

はじめに

長州萩藩の支藩、徳山藩四万石の藩政史料、徳山毛利家文庫の中に「御藏本日記」一一六六冊がある（山口県文書館蔵）。

元禄元年（一六八八）から明治元年（一八六八）まで、藩の改易などもあって間欠性は免れ得ないものの、小藩ゆえに当役すなわち城代家老の決裁事項などに留まらずさまざまな情報が集まり、事件や事故など日々の記録がまめに書きとめられ、当時の世相をよく活写したものになっている。社会史研究を志す者にとって、格好の史料として思わず全冊に目を通すことになった次第である。費やした時間はおよそ一五年に及ぶ。その成果を、非才を顧みずこれまで駄文に著し続けてきた²。

今回は、前に考察した藩領外者の領内長期滞在³や温泉湯治行についての延長線上で、同じように藩領を越えて寺社に参詣し、また巡礼して廻った人々に関する記述が少なからず目に止まったので、そのことを紹介し、近世社会の実像を

近世、参詣・巡礼した人々（吉積）

表1 参詣・巡礼の承認等件数の推移

年号(西暦)	伊勢	金毘羅	四国	巣島	出雲	大宰府	御岳	關府天満	阿品山	根笠	その他	計
元禄3(1690)							1					1
元禄5(1692)	1										筑後善導寺1	2
元禄7(1694)	2			1								3
元禄8(1695)	1										高野山1	2
元禄9(1696)	1											1
元禄10(1697)					1	1						2
元禄14(1701)	3						1					4
元禄15(1702)	1											1
宝永元(1704)	4			4				1				9
宝永2(1705)				3								3
宝永3(1706)	1			2				1				4
宝永6(1709)	2			1		3						6
正徳元(1711)	5										西国三十三観音1	6
正徳3(1713)	1			2							西国三十三観音1、普光寺1	5
正徳4(1714)							1					1
小計	22	0	0	13	1	0	5	4	0	0	0	50
享保5(1720)					2	1						3
享保6(1721)						1						1
享保7(1722)	1			2			1		2			6
享保8(1723)	3						1					4
享保9(1724)	2	1		2	1		1					7
享保10(1725)					2	1	1	1			益前宇佐1	5
享保11(1726)	1	1	1	1			1					5
享保12(1727)	1						1					2
享保13(1728)	1						1					2
享保14(1729)		2			3						筑後善導寺1	6
享保15(1730)	2	1		4	1			1			西国三十三観音1	10
享保16(1731)	1			3			1					5
享保17(1732)	3	1										4
享保19(1734)	2											2
享保20(1735)	1	1		2							山口多賀社1	5
小計	16	9	1	24	2	2	6	2	2	0	0	68
元文元(1736)		2										2
元文3(1738)				1								1
元文4(1739)		1		1	2							4
元文5(1740)	3											3
寛保元(1741)	2				1							3
寛保3(1743)	4				4							8
延享元(1744)	1	1		1	1							4
延享2(1745)		2			2							4
延享3(1746)	1	1										2
延享4(1747)						1						1
寛延元(1748)		1	4									5
寛延2(1749)				3								3
寛延3(1750)	2	1		1				1				5
小計	7	14	1	18	4	0	0	0	1	0	0	45
宝曆元(1751)	5	2		1								9
宝曆2(1752)	1	1										3
宝曆3(1753)								2		1		3
宝曆4(1754)		1	1	3			2					7
宝曆5(1755)	1		1	2		1						5
宝曆6(1756)		1		1				1				3
宝曆7(1757)	2										中山觀音（現山口県宇部市、広福寺）1	3
宝曆8(1758)	1	1	1	2								5
宝曆9(1759)		1		1	1		2	1			須万巻密庵（現山口県周南市）2	8
宝曆10(1760)	2					1					1 西国三十三観音1	5
宝曆11(1761)		1									西国三十三観音2	3
宝曆12(1762)		1										1
宝曆13(1763)	1	3		2								6
小計	13	12	3	12	0	2	1	4	4	0	4	61

年号(西暦)	伊勢	金堤羅	四国	巣島	出雲	大宰府	周防国十三觀音	御岳	防府天満	阿品山	根笠	その他	計
明和元(1764)	1					1							2
明和2(1765)	1				2							高野山1、山口大神宮2、英彦山1	7
明和5(1768)				1									1
明和6(1769)	1												1
明和7(1770)				1									1
明和8(1771)	2		4		2							京都平塚寺1、北野天満1	10
安永元(1772)			1										1
安永2(1773)	1		1									石州高津人丸社1	3
安永3(1774)		1	2		2	1						山口多賀社1	7
安永4(1775)	1	1							2				4
安永6(1777)							1						1
安永7(1778)	2	1		1					1				5
安永8(1779)	2	2	8			1							13
安永9(1780)	3	1					1		1			備中吉備神社1	7
小計	11	8	1	19	2	4	3	2	0	4	0		63
天明元(1781)					5		2			1		高津人丸社2	10
天明2(1782)	1		2	1									4
天明3(1783)		1		3					1	1			6
天明4(1784)		1		1		2				1		高野山2、山口多賀社2	9
天明5(1785)	3	1		1								山口高麗寺1、般若寺(現山口県平生町)1、長徳村薬師(現山口県周南市)1	8
天明6(1786)	1			1					1	1	1	山口多賀社1	6
天明7(1787)		1		1	1							筑後善導寺2、山口多賀社1、京都本願寺1	7
天明8(1788)	2			1		1						普光寺1、高津人丸社1、須万秘密尾櫻現2、赤長野親翁1、山口多賀社1	11
小計	7	4	2	14	0	6	0	0	2	4	2		21
寛政元(1789)	3				1								4
寛政2(1790)	3		2	1		1							7
寛政3(1791)	1	2		2		1						南都洛光社1、京都寶林社1、豊前宇佐1、肥前筑前社1、京都本願寺4、大宰寺(現山口県長門市)1、西国三十三觀音1	16
寛政4(1792)	2			4	2	1		2		3		豊前宇佐1、筑後善導寺1	16
寛政5(1793)					1					3	1		5
寛政6(1794)				1		1			1			京都如意院1	4
寛政7(1795)	3		1	1								普光寺1、諸国仏閣1	7
寛政8(1796)						1						防府岸津妙見1	4
寛政9(1797)	1												1
寛政10(1798)		1					2					熊本妙寺1	4
寛政11(1799)				1		1							2
寛政12(1800)	1											遠州秋葉山1	2
小計	14	3	3	11	3	6	2	2	1	6	3		17
享和元(1801)						2						山口多賀社1、室狭善賢寺(現山口県光市)1	4
享和2(1802)			1						1	1	1		4
享和3(1803)						1							1
文化元(1804)	1	1		1									3
文化4(1807)	1											山城賀茂岡社1	2
文化6(1809)			1										1
文化7(1810)												防長兩國一の宮1	1
文化9(1812)			1										1
文化13(1816)												毛利家芸州吉田義所1	1
小計	1	1	4	0	1	3	0	0	1	1	1		5
合計	91	51	15	111	13	23	17	14	11	15	10		440
※元禄12・13年、明和3・4年、文化12年については、日記が全く遺存しない。													67

表2 主な参詣・巡礼先毎の往来日数

	伊勢	金堤羅	四国	巣島	出雲	大宰府	周防国十三觀音	御岳	防府天満	阿品山	根笠		
往来日数判明数	45	19	13	86	11	12	11	5	9	12	8		
往来日数平均	56.1	18.2	95.4	8.0	21.6	23.9	13.0	10.0	2.4	5.9	4.25		

少しでも明らかにできればと思ひ筆を執つたものである。

なお、この日記に登場する承認決裁の対象者は、藩士では中級武士以下、地方役人（庄屋・畔頭）、町方役人（年寄・目代）、宗教者（住職、神職など）である。

また、これから記す年月日は、断らない限り日記の記載年月日を示している。

参詣・巡礼の実況

参詣や巡礼への旅立ちは、役職から一時的に離れることを意味する。そのため事前に藩府の承認を得なければならなかつた。元禄三年（一六九一）藩士の御岳^{おがたけ}参詣を初例として、日記に記述されるその承認等の状況をまとめたのが表1である。

通年で一〇例以上を数える参詣先については抽出して項目立てを行い、それを年ごとに、また約一〇年単位で年号でくくり、そのほか少例のものについてはその他に一括した。

ただし、多くが役職者であるため一件一人の場合がほとんどであるものの、これはあくまでも承認の件数であつて、承認を受けたものの員数を表したものではない。また少数ではあるが、承認事項としてではなく、参詣・巡礼への出立あるいは参詣・巡礼からの帰着の記述も含んでいる。さらには、若干ではあるが、一人物が参詣先を複数跨いで巡拝する場合もあつて、これは複数扱いとした。

今日でもよく知られていると思われる参詣地等の案内は慎むことにするが、項目立てをしながらも知名度が必ずしも

高くはないと判断されるものについて、次に簡単に案内しておきたい。

御岳は、今日は狗留孫山修禪寺（現山口県下関市豊田町）として知られるが、明治三年（一八七〇）までは狗留孫山護國院觀世音寺と称して十一面觀音像を本尊とし、寺のある標高六一六mの狗留孫山山頂からは響灘が一望され、とき九州をも望見することができる。古くから御嶽などとも表記され、榮西ゆかりの寺としても信仰を集めてきた。当時は長府藩（萩藩の支藩）領。

阿品山^{あじな}は、現岩国市に属し、標高四四四mの弥山^{みやま}のことを指す。その山頂には安永年間（一七七一～八〇）に弥山社が建造され、雨乞いの効験などで信仰を集めた。なお、現在は弥山堂に改まる。当時は吉川岩国領。

根笠^{ねがさ}は地名で、現在の岩国市美川町に所在し、そこに岩屋觀音がある。高さ八五cmの木造の觀音坐像が石灰洞窟において石化し、奇瑞として古くから信仰を集めた。当時は萩藩領。

多くは全国的にもよく知られた寺社と承知されるが、日帰り、あるいは数日がかりの近場の堂宇への参詣も極少数散見される。また藩領内寺社への参籠の記事も若干見られるが、これは除外し、あくまで領外へ出た例のみを取り扱うこととした。

なお、文政期以降は、日記への記載例が少なくなつて、この時期を正面切つて議論の対象とするには大いに憚られるので割愛することにした。

かくして、その合計は四四〇例を数えるが、隣国安芸の嚴島参詣一一例（二五%）、伊勢參宮九一例（一一%）、金毘羅参り五一例（一二%）が目立つて多く、これだけで約六割を占めることになる。

元禄～正徳期は、金毘羅参りや四国遍路などの例が認められず、参詣先が九ヶ所と少なく限定的であつたようになつてゐる。

が、享保期には二三ヶ所と増え、多様化を見せつつ元文～寛延期で参詣先六ヶ所、計四五例と一旦縮みながら、その後はまた増加に転じ、天明期六二例、寛政期七一例を数え、参詣先も三〇ヶ所を超えるようになる。天明八年（一七八八）九ヶ所一一例、寛政三年（一七九二）一一ヶ所一六例、同四年八ヶ所一六例で山が築かれている。

承認等の件数を日記残存月数で割つて頻出度をみると、元禄～正徳期〇・四五、享保期〇・三六、元文～寛延期〇・二七、宝曆期〇・四三、明和・安永期〇・四四と推移して天明期〇・六四、寛政期〇・五一、享和・文化期〇・一一で、件数に限らず天明・寛政期が山をなしていることが確かめられる（表11参照）。

承認されたものには、参詣・巡礼の所要往来日数が書き添えられる場合が多い。それを表2にまとめた。四国遍路で平均約九五日、伊勢参宮で同じく約五六日、巖島参詣で八日などである。

往来日数の長いものとして二〇〇日がある。住職の西国行脚である（享保一五年～一七三〇～三月十一日）。つぎに一五〇日の例が二つ。座頭の伊勢参宮（寛延三年～一七五〇～四月十五日）と隠居住職の四国遍路（天明二年～一七八二～正月二十三日）。

最遠隔の信州善光寺参詣も、隠居住職で一〇〇日である（天明八年二月二十九日）。

事例も多く往来日数もかかる伊勢参宮について承認された時期を考察してみると、表3の結果になり、二～七月の春と夏に集中していることが分かる。宝曆期以降は六月までにほぼおさまっている。勿論、実際の履行時期があまり判明しないので、そのことを念頭におく必要があるが、数少ない事例とはいって、承認と履行の時期がともに記される場合があつて、その両者間には隔たりが少ないと(5)ことから、この結果に大きな狂いはないと考える。後掲の表9による記事には事件・事故発生ゆえに出発時期の確認が行われ記載されているが、伊勢だけに限らず五月と六月に多いことに気付かさ

表3 伊勢参宮承認等の時期

期間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
元禄～正徳（1688～1714）	1	2	0	0	7	7	4	0	0	0	1	0	22
享保（1719～1735）	0	2	3	1	4	2	1	0	0	0	0	0	13
元文～寛延（1736～1750）	0	0	1	4	2	0	1	0	0	0	0	0	8
宝暦（1751～1763）	0	0	0	0	3	5	0	0	0	0	0	0	8
明和・安永（1764～1780）	0	1	3	1	0	2	0	0	0	0	0	0	7
天明・寛政（1781～1800）	1	4	3	4	0	3	0	0	0	0	0	1	16
享和・文化（1801～1817）	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	2	10	10	10	16	19	6	0	0	0	1	1	75

※閏月については、例えば閏2月の場合、2月として扱った。

表4 参詣往来日数の推移

参詣先 期間	伊勢	駿島	金毘羅
元禄～正徳	41.3 (8)	6.6 (11)	—
享保	47.1 (7)	7.5 (19)	15.0 (4)
元文～寛延	80.0 (4)	9.3 (10)	16.5 (10)
宝暦	51.7 (9)	7.7 (11)	20.0 (2)
明和・安永	65.0 (4)	7.4 (18)	—
天明	50.0 (6)	8.5 (11)	30.0 (1)
寛政	74.3 (7)	11.0 (6)	35.0 (2)
計	56.1 (45)	8.0 (86)	18.2 (19)

※括弧は往来日数が明らかな事例数

れる。

例が多い伊勢・厳島・金毘羅の各参詣について、往来日数の時代的推移を見てみたのが表4である。なお、享和期以降は事例が少ないので対象から外した。いずれとも、時代が下るにつれ上向いていることを示している。伊勢参宮の場合、上記の通り、座頭の一五〇日に及ぶ例を含んでいため平均を大きく押し上げており、これを除外すると元文～寛延期の平均は五六・七日に落ち着く。

身分別状況

参詣・巡礼先毎に身分別に状況をまとめてみたのが表5である。承認等の総計四四〇例のうち藩士が二五八例、約六割を占める。なお、江戸番手の往来途中に集団で伊勢参宮が行われたり、藩を代表しての参詣、つまり代参したりする場合の記事も見受けられるが、これは除外し、あくまで個人的な参詣・巡礼に限った。

最も往来日数を要する四国遍路は、身分的偏向が窺われず、参詣・巡礼の事例が多い参詣先として人気の高い伊勢・厳島、そして出雲も同様に身分的分散化が見られる。これらと比べ、阿品山・根笠は藩士が独占し、藩士の占有率が極高いのが大宰府・防府の両天満宮と御岳である。また、周防国二十三觀音巡拝のみ地方役人の占有率が高い。

参詣者の多い伊勢と厳島について、期間別・身分別にまとめてみたのが表の6と7である。伊勢参宮においては、元禄～正徳期に少なかつた藩士による参宮が次第に増加に転じ、明和・安永期には一二例すべてが藩士の参宮となつている。逆に、町村役人の事例が減少している。

表5 参詣・巡礼承認等の身分別状況

身 分	参詣先										計		
	伊勢	金毘羅	四国	駿島	出雲	大宰府	幕防諸三十三堅普	御岳	防府 天満	阿品山			
藩士	51 (56)	34 (67)	4 (27)	51 (46)	6 (46)	19 (83)	3 (18)	12 (86)	9 (82)	17 (100)	10 (100)	42 (63)	258 (59)
地方役人	19 (21)	12 (24)	5 (33)	37 (33)	5 (38)	1 (4)	13 (76)	1 (7)	2 (18)	0	0	6 (9)	101 (23)
町方役人	6 (7)	2 (4)	1 (7)	12 (11)	1 (8)	1 (4)	0	1 (7)	0	0	0	1 (1)	25 (6)
寺院	6 (7)	2 (4)	5 (33)	7 (6)	0	0	1 (6)	0	0	0	0	15 (22)	36 (8)
神社	9 (10)	1 (2)	0	4 (4)	1 (8)	2 (9)	0	0	0	0	0	3 (4)	20 (5)
計	91 (101)	51 (101)	15 (100)	111 (100)	13 (100)	23 (100)	17 (100)	14 (100)	11 (100)	17 (100)	10 (100)	67 (99)	440 (101)

※下段の括弧は%

表6 伊勢参宮の期間別・身分別承認等件数の推移

期 間	身 分						計
	藩士	地方 役人	町方 役人	寺院	神社		
元禄～正徳（1688～1714）	4 (18)	9 (41)	5 (23)	2 (9)	2 (9)	22 (100)	
享保（1719～1735）	11 (69)	4 (25)	1 (6)	0	0	16 (100)	
元文～寛延（1736～1750）	3 (43)	1 (14)	0	2 (29)	1 (14)	7 (100)	
宝曆（1751～1763）	7 (54)	3 (23)	0	0	3 (23)	13 (100)	
明和・安永（1764～1780）	11 (100)	0	0	0	0	11 (100)	
天明・寛政（1781～1800）	15 (71)	2 (10)	0	1 (5)	3 (14)	21 (100)	
享和・文化（1801～1817）	0	0	0	1 (100)	0	1 (100)	
計	51 (55)	19 (21)	6 (7)	6 (7)	9 (11)	91 (101)	

※下段の括弧は%

また、事例も一一一と多い巖島参詣は、各期間毎の事例数もひとし並みに高いために、その傾向を読むのに都合がよい。明らかに藩士とその他との間には逆転現象が起きている。

次に、参詣・巡礼が山をなしたとみなされる天明・寛政期に限つて身分別の状況を抽出したのが表8である。全一三三例中一〇六例、つまり八割を藩士が占め、通年の占有率より一〇ポイントも上回るということには注目したい。近場の阿品山・根笠詣では藩士に限定され、九州の大宰府参りもそのほとんどが藩士である。あわせて、それとは反対に、通年の占有率一二三%の地方役人が、一七ポイントも低い占有率六%であることも注意しておきたい。

参考のため、同時期の温泉湯治の身分別状況について見ておくこととする。事例一七八のうち藩士一四五例（八一%）、地方役人一一例（六%）、町方役人三例（二%）、寺院一九例（一一%）、神社〇という内訳になる。参詣・巡礼と比べ、藩士および地方役人・町方役人の占有率に差はなく、寺院については湯治行の方が四ポイント上回っている状況である。

参詣・巡礼にまつわるさまざまな記事

藩士や町村役人など限定的ではあるものの参詣・巡礼の承認等による記事を拾い集めることで、動向のおよそは掌握できるが、当該日記には、これらの承認等の記事とは異なる徳山藩領民の参詣・巡礼にまつわる事件や事故などの記述も散見され、より広範な動向を知る手立てになる。それをまとめたのが表9である。表1では例を見なかつた熊野や大峯への参詣も窺われる。

七〇例ほどのうち三一例、約半分近くが伊勢参宮に關わる記事で、そのうち「抜参り」つまり無断参宮のことが一一

表7 厳島神社参詣の期間別・身分別承認等件数の推移

期間	身 分		地方 役人	町方 役人	寺院	神社	計
	藩士	百姓					
元禄～正徳(1688～1714)	0	7 (54)		5 (38)	1 (8)	0	13 (100)
享保(1719～1735)	3 (13)	15 (63)		5 (21)	1 (4)	0	24 (101)
元文～寛延(1736～1750)	5 (28)	7 (39)		0	5 (28)	1 (6)	18 (101)
宝暦(1751～1763)	5 (42)	6 (50)		1 (8)	0	0	12 (100)
明和・安永(1764～1780)	17 (89)	2 (11)		0	0	0	19 (100)
天明・寛政(1781～1800)	21 (84)	0	1 (4)	0	3 (12)	4 (4)	25 (100)
計	51 (46)	37 (33)	12 (11)	7 (6)	4 (4)	4 (4)	111 (100)

※下段の括弧は%

表8 天明・寛政期の身分別参詣・巡礼の状況

行先 身分	厳島	伊勢	大宰府	阿品山	金毘羅	四国	根笠	その他	計
藩士	21	15	11	10	5	1	5	38	106 (80%)
地方役人	0	2	1	0	0	1	0	4	8 (6%)
町方役人	1	0	0	0	1	1	0	0	3 (2%)
寺院	0	1	0	0	0	2	0	6	9 (7%)
神社	3	3	0	0	1	0	0	0	7 (5%)
計	25	21	12	10	7	5	5	48	133 (100%)

表9 徳山藩領民の社寺参詣にまつわる記事一覧

年号(西暦)	記載日	概要
元禄3 (1686)	7.23	6/2→大通町百姓一袋4人伊勢抜參り、7月幕後国守延百姓抜參
元禄9 (1696)	6.6	2/7笛町の先と伊勢抜參り、3月中村娘は死々、5/25大坂より船で帰國
	7.23	須方町百姓伊勢抜參り、船渡の岩屋今津で被船
元禄10 (1697)	10.8 10.15	6/15大通町村民 (402名余) 伊勢抜參り、途安芸国で船火、10/2船着 6月上旬大坂四國道路へ、船渡、岩国氣門で急死、今日、義理死抜參りへ、庄屋へ金100円、宿主へ船目1隻女、飛脚2人へ銀2両贈し
元禄11 (1698)	8.17	大通町百姓 (14才) 伊勢抜參り、途中、別宮市で越前國小倉女商人と同行、福塩大坂で盜難、旅講盗賊に引取られ、三田尻邊船で(22船) 脱出
元禄14 (1701)	9.17	大通町百姓妻參音、船途安芸国で病死
宝永6 (1709)	7.19	初万片吉姓男女4人伊勢抜參り、6/5船日より出船、7/4鹿中國で被船、7/6帰國
	9.13	翁の舟日姓一家4人伊勢參り、若国船へ走くところ船中国で被船
	閏7.3	6/15須方町下人伊勢抜參り、7月大坂で盜難、7月幕後国守延百姓抜參
享保6 (1721)	閏7.10	7/10佐古村百姓3人、6/15佐古村百姓3人船渡へ、7/10佐古国で差押
	閏7.23	6/22大通町百姓3人四國道路へ、7/23うち寺守等3人の人、土佐国安芸訓で急死、該地で土葬
享保7 (1722)	9.25	生涯尾村百姓2人伊勢抜參り、船途の宿前高上村で病死
享保9 (1724)	6.20	伊勢井村下女伊勢抜參り、5/4船頭
享保11 (1726)	6.24	6/12佐古村百姓3人、鹿島へ、6/16うち人死
享保14 (1729)	7.2	6/10源士下人 (50才) 伊勢抜參り、6/18船宿国で落舟死→徳山浜崎町の船頭町印所处分
享保15 (1730)	4.13	鶴町官百姓5人延・四國道路、途中船火、大坂より船で帰國途中死
	12.3	11月上旬船宿町の男 (60才) 四國道路へ、11/7浦後で病死、船途死亡
享保16 (1731)	12.9	下松出身者、10才男子連れ船宿通り、8/1船宿国で病死
享保17 (1732)	9.11 10.15	6月大通町百姓四國道路へ、9/7船宿、久賀村 (周防大島) で死亡
	春、若山町百姓の通心筋者娘連れて西国・西國面參で御前、9月安芸国西条で病死、今日義理死	
享保20 (1735)	7.10	鶴町官百姓の子伊勢参り、下向の折、祇とほぐく美濃國へ松平右近將監大坂留守居大坂屋敷まで連れ、今日船宿
元文2 (1737)	8.7	新村町女 (ばかり) 8歳、通心筋参り、7/16次見で人相殺、大坂越後船送り
元文3 (1738)	9.13	6/8鶴町官百姓伊勢西國道路、備後國尾道で子順風出山、9/11船宿
寛保元 (1741)	7.9	6/8須方町百姓 (日置義家) 一家3人周防国恩洋へ、今日、山口で歩行不能のため逃出し船宿へ一家留まい
延享元 (1744)	6.27	5/11浪石町下野高野里宿半へ、今日まで不帰
延享2 (1745)	3.12	3/12 須方町百姓一袋33人伊勢抜參り、3/18安芸郡大坂町で船火、昨日子供帰國
延享4 (1747)	6.27 9.11	6/25須方町百姓 (65才) 3人並んで船火へ、かねて不知、今日、大浜で死体発見
	当夏、佐古村百姓夫人、連れれて四國道路、伊予国で船火、難出とのところ、今日富海で死亡	
寛延2 (1749)	8.17	須方町百姓、女房 (当才) を預けて、安芸国船宿へ渡る、船宿渡りで帰着
寛延3 (1750)	8.21	大通町百姓、同子者と坂火、同子者と坂火、逆帰するも時被船死
宝勝元 (1751)	9.19	半月半は需田町百姓 (55才) 伊勢抜參り、船宿9月初め備前国江原町で船火、昨日子供帰國
宝勝3 (1753)	7.13	5/7阿内町下 (13才) 参音、帰途安芸国船井町で船火、5/11船宿渡りで帰着
宝勝5 (1755)	9.16	6/6龜山江田子町ノ西國道路へ、6/20伊予国三津ヶ瀬で船火

年号(西暦)	記載月日	概要
宝暦6 (1756)	4.23	2/10櫛山村百姓供名官、帰途安芸国勝田で病死、昨日帰着 益古村百姓供名官、帰途安芸国勝田で病死、昨日帰着
宝暦7 (1757)	4.24 5.15	大向町百姓供名官、途中病死、今日帰着 益古村百姓供名官、途中病死、今日帰着
宝暦9 (1759)	9.24	5/10伊勢の金毘羅船参り、後地で病死の者、6/6伊勢参り祭の沙汰
宝暦10 (1760)	6.7	計画盗賊等行方不明、小西屋留置石門へ、米原八右衛門・青島松風左衛門・重藤辰之助、伊勢參宮井戸馬入湯往生日
宝暦13 (1763)	6.25	善上の妻・徳吉半瓶船参り、今日開門の命
明和2 (1765)	7.18	當山、河内村百姓參官、帰路宇治で足前につき手折觸で大変な、それより櫛山船で7/13帰着、船費80文銀96.2厘支払い
9.第	5月當田川崎の百姓娘、3人連れて伊勢参り、7/7櫛山兵庫ではぐれ、7/22櫛山へ連れて帰る	
安永2 (1773)	12.16	櫛山江田一郎・善上、2人連れて因幡國置賜等へとろ足不調、岩国より送り出し、今日帰着
安永3 (1774)	10.4	2月浅石河一家4人四国遍路へ、土佐國で主人病死、今日、残り3人帰着
安永6 (1777)	10.11	河内村百姓、相送先の紀州熊野新宮へ病死の報
安永8 (1779)	6.2	下松船頭、參上ノ20日引取り乗せ5/29出港、が風浪、船頭・片瀬・時拾船死
天明元 (1781)	6.8 9.17	5月末櫛山町人四国遍路へ、小瀬で病死、今日帰着 夏、瀬豆小川・吉井半蔵櫛山國遍路へ、9月14佐国で病死
天明4 (1784)	3.27	櫛山町百姓伊庭百姫、27才、大差詔出足見、櫛山船頭、9月小田村まで戻るも歩行難のため療養、7/22同地船、村郷渡りで今日帰着
天明5 (1785)	8.3	島田松助の佐兵、4月9日伊勢国遍路の後備國置賜等へとろ足不調で病死
天明8 (1788)	10.23	東轍井村百姓伊庭妙參官、安芸国守村で病死したため、今日帰着
寛政3 (1791)	6.5	櫛山町百姓伊庭人・立法り伊勢參り、9/8安芸国下瀬野村で病死
寛政3 (1791)	9.10	河内村百姓人、男女各3人、宿禰伊勢参り明日から
寛政4 (1792)	正.13	櫛山舞良の男子、(9才)伊勢参りのところ病氣、安芸国小方村より送り、昨日帰着
寛政7 (1795)	4.23	八正寺國語道私利輪持10年の暦
寛政9 (1797)	10.17	6/2浦戸村伊勢参り見るも、途中大阪駿鹿駁へ到り、今日櫛國
寛政9 (1797)	7.15	久保町人の娘、今2人に連れ別府国置賜等のところ伊勢氣、柳町より送り、今日帰着
寛政10 (1798)	4.28	久保町百姓伊勢参りのところ足痛、越前國守村で中野宿で死亡
享和元 (1801)	3.26	鶴町百姓人、4人連れてよし子達でくわく、3人は毛利守らも、ひととび安芸国上三永村で病死、兄長が迎えのところ中野宿で死亡
文政2 (1805)	9.16	下松の者、因幡船頭とのころ士佐國で病死、9/6櫛送り
文政9 (1817)	11.24	当山、平野町・田畠郡のところ士佐國で病死、今日櫛送り代理迎えに
文化4 (1817)	4.26	後山町人、安芸国出立、櫛山國遍路のところ伊予國守村で病死、和田村(周防大島)で臥居のところ美里村カナザ、4/21櫛送りで帶村
文政6 (1823)	9.10	上村新町々人、安芸国出立、4/10伊予國守村で病死、死後人目付24人分
文政10 (1827)	11.24	上村百姓文政、当山國置賜等へ、士佐國で父死に、葬儀、娘迎え行き病死、扶喪として生送・年寄へ南嶺名1片光、倉へ金200円
天保3 (1832)	2.26	下松町人、親二ノ一人連れて四国遍路のところ、5/6士佐國で病死、5/6船去
天保6 (1835)	4.20	下上村百姓、西國遍路の船泊、安芸国御手前町で病死
天保8 (1837)	5.19	5/7伊予百姓(45才)、伴(9才)連れて四国遍路へ、下松の笠所下で病死、伴引取り

例認められる。次いで多いのが二三例の四国遍路に関する記事であり、時代とともに伊勢参宮関係を凌いでいる。

そして、圧倒的に多いのが旅先での病死の記事である。一方、病氣を煩つたり、連れかはぐれたときなどでも、結構帰國を果たしていることにも気付かされる。若年者の参宮ひとり旅や座頭の参宮などの例が示すように、長旅の安全保護を支える制度があればこそ実行されたというべきであろう。旅先での病氣発症によつて帰国を余儀なくされた場合、宿継ぎ、村継ぎで無事帰着し得たという事例も多く見受けられる。客死先で埋葬され、後日報せを受けた遺族や親類がその現地へ赴き、世話料を置いていったという話も見える（文政十年十一月二十四日）。

日記には、さらに徳山藩領内で発生した藩領外者の客死や発病の記述も少なからず散見される。参詣・巡礼の途中の死もあれば、途中他領において病氣等で動けなくなり、宿継ぎ、村継ぎで出身地に送還される中で、たまたま徳山藩領内で死亡という場合もあって、そのいづれとも書き留められている。この宿継ぎ、村継ぎは公務であり、これを見てみることは、社会動向の考察を深め得ると考える。徳山領内には、山陽道という大往還が東西に走つていた。

宝暦二年（一七五二）から文久二年（一八六二）まで参詣・巡礼に関する記事の例は一四六を数えるが、そのうち四国遍路者が四五例と最も多く三一%を占め、次いで諸国社寺参詣者が四〇例（二七%）、伊勢参宮者が一六例（一一%）、西国二十三觀音靈場巡拝者九例（六%）などになる。

その出身地（国）を参考までに見てみると、萩領（周防・長門国）二七例（うち徳山領より西が二三例）、肥後国二三例、安芸国一三例、肥前国一〇例などのほか、遠くは常陸・上野・武藏・越前国が各一例ずつ認められる。地域別に見直すと、九州地区六一例、中国地区四八例、関西地区八例、四国地区六例などとなる。

これらのこととは、往来手形を所持するがゆえに、また不所持でも所持品や事情聽取などで判明するものであり、公務

であることから日記に書き付けられたものである。あわせて、記事には性別はもとより、年齢が多く記されてもおり、しかと判明しない場合でも推定年齢が記される。その例数が七七を数えるため、参考のために分析してみると、その平均年齢は四五・九歳となる。男性（四五例）四七・三歳、女性（三二例）四〇・六歳である。最高齢は七七歳、萩領小郡村（現山口市）の同年齢夫婦で周防国三十三觀音靈場巡拝中の者たちである。天明七年（一七八七）二月十五日出立、同二十一日萩領呼坂（現周南市）辺で怪我をしたため駕籠仕立てで徳山領内を通過させ、連れ帰ったという（同年二月二十四日）。

人生二度の伊勢参宮

参宮を生涯に一度果たした人物がいる。ひとりは富海（現防府市）の国津姫神社神職、佐伯守衛である。参宮のほかにも神社参詣等の承認を得ており、足かけ一七年間にその数五回に及ぶ。それを年を追って示しておく。

- ①寛政十一年（一七九九）四月六日 嶽島（＊往来日数記されず）
- ②寛政十二年（一八〇〇）四月七日 伊勢 往来日数五〇日
- ③文化四年（一八〇七）四月八日 山城の両賀茂神社 往来日数六〇日
- ④文化七年（一八一〇）七月二十六日 防長両国一の宮（玉祖神社・住吉神社） 往来七月二十八日～八月十日
- ⑤文政二年（一八一五）三月八日 伊勢 往来日数八〇日

神職という立場を考慮すべきだろうが、伊勢参宮の二度目の往来日数は初回に比べ三〇日、すなわち一ヶ月も延びて

いる。

もうひとりは、福川町年寄の福田清左衛門である。同じく長期不在を伴う温泉湯治行も併せてその足跡を辿ると次の通りになる。

- ①元禄十四年（一七〇二）六月九日 有馬温泉湯治（＊往来日数記されず）
- ②宝永元年（一七〇四）六月十六日 厳島神社参詣 往来日数六日
- ③宝永元年（一七〇四）六月二十三日 伊勢参宮並有馬温泉湯治 往来日数六日
- ④正徳元年（一七一二）五月二十六日 伊勢参宮並有馬温泉湯治（＊往来日数記されず）

およそ一〇年間に四回の旅に出かけている。有馬温泉湯治も兼ねた伊勢参宮が二度であり、宝永元年には、嚴島詣での直後に、伊勢・有馬行きの承認も得ている。なお、福川町にはもうひとり町年寄があり、元禄十五年五月二十二日の条には、その町年寄も伊勢参宮から戻ってきたという記事に当たる。二年連続して同じ町内から二人の町年寄が相次で参宮したことになる。

また参宮は一度であるものの、長期不在の旅の承認を足かけ一〇年の間に六回もらつた人物がいる。大藤谷村庄屋の長右衛門がそれである。その足跡は次の通り。

- ①元禄五年（一六九二）七月六日 伊勢参宮並有馬温泉湯治（＊往来日数記されず）
- ②元禄八年（一六九五）七月八日 有馬温泉湯治 往来日数三〇日
- ③元禄十四年（一七〇二）六月十四日 有馬温泉湯治 暇日数一五日
- ④宝永二年（一七〇五）六月十一日 有馬温泉湯治 暇日数二〇日

⑤宝永六年（一七〇九）六月三日 周防国三十三觀音巡拝（＊往来日数記されず）

⑥正徳元年（一七一二）五月二十三日 西国三十三觀音巡拝 往来日数五〇日

参詣・巡礼させた人々

これまで、参詣・巡礼した側に視点を置いて述べてきたが、逆に、それを促し、誘いにやつてきた人々の存在を忘れるわけにはいかない。

表10は、享保期において使者などを立てて来藩していた宗教者の記事を拾い集めたものである。来藩者が手に携えてきたものと、逆に初穂として来藩者に授けられたものとが記述されているが、初穂の縮少が目立ち、伊勢の御師使者に対する初穂も、この後、宝曆三年（一七五三）には皆無の扱いになつていて。

以上は藩領主に対する動きであるが、これとは別に手代による徳山藩領内の檀家廻りも行われていた。これは、藩領内への長期滞在者として書き留められており、伊勢御師手代二、三人連れの檀家廻りは、大体、年末から翌年二月にかけて富田新町（現周南市）の宿に長期滞在して展開されている。

出雲大社の手代は、定宿を徳山町にして不定期に、期間も一定せざるでいる。安永三年（一七七四）六月八日の条で一五日間、文化九年（一八一二）では七月二十日の条で十一月中、つまり一二五日間、弘化三年（一八四六）では十一月十九日の条で一五日間などである。その他、紀州熊野本宮（徳山町を定宿、手代一人）、美濃国中島社（同じく徳山町を定宿、手代一人）、安芸国嚴島神社（同じく徳山町を定宿、手代一人）の檀家廻りが目についた。

また、日記に忘れられず書き留められているものとして、伊勢神楽の来藩がある。「近來、不參之方數多御座候儀につき、數年之事故、御信心方へ対し誠に堪え難き次第に存じ奉り候」とは、嘉永六年（一八五三）十月四日の伊勢神楽に関する神楽団側の言上の声を記した記述で、この神楽の目的が如實に語られている。伊勢太神楽ともいわれ、徳山へは加藤源太夫一行七十九人連れが、徳山城下での檀家廻りを二日間の承認を得て行うに際し、遠石町の定宿を拠点としたことが長期滞在事項として書き付けられている。獅子舞や曲芸などを演じ、守護札を配つてお祓い祈祷を目的として廻つており、藩主の子弟も、時折この神楽見物をし、初穂を授けたことが認められる。⁽⁵⁾

来藩の時期を窺うと、宝曆八年（一七五八）の場合、四月七日が管見で最も早く、逆に最も遅いのが文久二年（一八六二）の十月十三日であり、時代が下るにつれ遅くなっている。なお、来藩の始原については、享保十三年（一七二八）七月十八日の記事、「伊勢大神楽舞數年此辺參候につき遠石町に定宿之あり、云々」が言い当てている。

おわりに

参詣・巡礼と同じく、人々が多分の時間と経費を掛け、領域を越えて大きく動いたものに先にも触れているとおり温泉湯治行がある。湯治が病気治癒という切実な目的を持つのに対し、信仰に基づくとはいえ、参詣・巡礼には物見遊山的要素がまとわりつく。

日記に記されるこの二つの承認等の状況を示したもののが表11であり、湯治に比して参詣・巡礼の方が通年的には下回っている。ただし、天明期のみ逆転現象が見られる。

表10 宗教者の来藩状況（享保期）

年（西暦）月日	来藩者（都道府県）	貢上物・初徳銀など
享保10（1725）11.25	伊勢御師村山大夫使者（三重）	例年通り参上・貢上物=新膳・駿賀斗10把
11（1726）正.23	東大寺年始使者竹屋武右衛門上下4人（奈良）	
2.21	出雲大社千家雅栄代（島根）	貢上物=折替玉串・十六萬のり、初徳銀1枚
10.18	高野山安養院使僧（和歌山）	貢上物=御札10帖1本、初徳銀1枚
12.5	愛宕山福寿院使僧（京都）	貢上物=札替助2懸、初徳銀25匁
12（1727）正.16	山口社人高橋木工ら3人（山口）	初徳銀13匁
14（1729）正.19	嚴島社人庭波右京（広島）	例年通り久米箱3つ送来、初徳銀25匁
16（1731）正.18	萩伊予八幡社人（山口）	折替箱送来、初徳銀6匁（←2両）
	山口三の宮社人3人（山口）	折替箱送来、初徳銀2両（←13匁）
正.19	嚴島社人難波右京（広島）	久米箱送来、初徳金100疋（←銀25匁）
正.28	東大寺使者上司三左衛門ら7人（奈良）	貢上物=三月堂牛王・油燈墨1箱、初徳金200疋（←銀1枚）
2.7	伊勢御師村山大夫使者（三重）	初徳金昨年より金200疋（←現米3斗・銀1枚）
2.21	出雲大社より飛脚（島根）	貢上物=玉串1箱・十六萬のり1箱・封狀1箱、初徳金200疋（←銀1枚）
2.27	芸州秋上清より飛脚2人（島根）	貢上物=玉串2箱・久米2包（2年分）、初徳金200疋（←銀1枚）
17（1732）11.14	芸州吉田社人（広島）	貢上物=久米・枝拂1箱、初徳銀2両と金100疋（←金100疋）
18（1733）正.17	山口社人より飛脚（山口）	折替札送来、初徳銀6匁（←2両）
20（1735）12.4	伊勢御師使者（三重）	貢上物=新膳2枚等、初徳銀表方より構なし御部屋より差出す

※（←）は、旧来からの変更を意味する

表11 湯治と参詣・巡礼の承認等件数

期間	湯治 A	参詣・巡礼 B	計 C	日記残 春月数 D	C/D	A/D	B/D
元禄～正徳（1688～1714）	62	50	112	111	1.01	0.56	0.45
享保（1719～1735）	100	68	168	189	0.89	0.53	0.36
元文～寛延（1736～1750）	133	45	178	168	1.06	0.79	0.27
宝曆（1751～1763）	108	61	169	143	1.18	0.76	0.43
明和・安永（1764～1780）	89	63	152	142	1.07	0.63	0.44
天明（1781～1787）	52	61	113	95	1.19	0.55	0.64
寛政（1788～1800）	126	72	198	140	1.41	0.90	0.51
小 計	670	420	1,090	988	1.10	0.68	0.43
享和・文化（1801～1817）	60	20	80	188	0.43	0.32	0.11
計	730	440	1,170	1,176	0.99	0.62	0.37

表12 湯治の身分別状況

湯治先 身 分	有馬	山口湯田	道後	その他	計
藩士	86 (44%)	184 (85)	77 (66)	136 (77)	483 (69)
地方役人	41 (21%)	13 (6)	16 (14)	8 (5)	78 (11)
町方役人	16 (8%)	3 (1)	3 (3)	1 (0)	23 (3)
寺院	48 (25%)	14 (6)	19 (16)	31 (18)	112 (16)
神社	4 (2%)	3 (1)	1 (1)	1 (0)	9 (1)
計	195 (100%)	217 (99)	116 (100)	177 (100)	705 (100)

なお、元文～寛延期の湯治件数が多いのは、安芸国湯ノ山温泉（現広島市、日記では「水内」と記される）への狂騒的湯治行現象のためである⁽⁷⁾。よって、これを例外として除けば、温泉湯治行も参詣・巡礼も天明・寛政期に山が築かれていることが見えてくる。

また、温泉湯治と同じ役割を果たしたものに石風呂湯治があるが、これもまた天明・寛政期にピークを迎えていたことを拙文「近世入浴文化史考」⁽⁸⁾で明らかにしているが、蛇足ながら同時期には風呂屋稼業も本格化しているのである。

最後に、身分別に参詣と湯治の占有率について見ておくことにする。表12が温泉湯治の身分別承認状況であり、既述の表5と比較してみる。藩士の一位、町方役人の四位、神社の五位に変わりはないが、地方役人と寺院について順位を入れ替わる。占有率が藩士で一〇ポイント、地方役人で一二ポイント、寺院で八ポイントの差がそれぞれ見出される。神社の湯治行が極端に少ない。

註

一一〇〇八（平成二十一年三月発行）。

(1) 全体的には日記の残存率は八一%であるが、子細に見れば、徳山藩が改易にあつていた時期（一七一六～一七一九）の前後で大きな差異が認められる。すなわち、元禄～正徳期（一六八八～一七一四）で三一%，享保期以降（一七一九～一八六八）では八六%である。なお、正徳期を一七一四までとしたのは、日記が一七一四までしか残らないからである。

(2) 「元禄期の徳山藩——『御蔵本日記』を読む」（『山口県地方史研究』第62号収載、一九八九（平成元）年十月発行）をはじめ、「徳山遠石の祭市と芝居興行——近世中期、地方小都市の社会——」（『山口県史研究』第3号収載、一九九五（平成七）年三月発行）や「小藩における社会統計の試み——周防徳山藩『御蔵本日記』を読む」（『山口県文書館研究紀要』第34号収載、二〇〇七（平成十九）年三月発行）など。

(3) 「領外長逗留者による近世社会——徳山毛利家文庫『御蔵本日記』を読む」（『山口県文書館研究紀要』第35号収載、本日世、参詣・巡礼した人々（吉積）

(4) 「近世湯治小考——徳山毛利家文庫『御蔵本日記』を読む」（『山口県地方史研究』第101号収載、二〇〇九（平成二十一年）年六月発行）。

(5) 伊勢參宮では次の例が確かめられる。

【承認等記載年月日】　【履行月日】

享保16（1731）6・14　6・15～（50日間）

元文5（1740）3・8　3・10～5・3

宝曆元（1751）6・15　閏6・6着船（帰着）

天明5（1785）2・朔　3・6～4・14

天明6（1786）6・16　6・17～7・25

寛政7（1795）正・28　2・26～（60日間）

(6) 例えば、文化四年（一八〇七）七月十日の記事、同二年

生まれの若君雅太郎（八代藩主毛利広鎮の長男、文化七年没）が常祷院で神樂舞を見物し、初穂料銀五両を供したと見える。徳山毛利家の祈願所だった常祷院が、藩主子弟の見物場所として定められていた。

(7) この騒動については、拙文「宝曆期、徳山藩湯湧出騒動

近世、参詣・巡礼した人々（吉積）

記』（『山口県地方史研究』第76号、一九九六年（平成八）十月發行）に述べている。

(8)『山口県文書館研究紀要』第38号取載、二〇一一（平成二十三）年三月發行。